

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請(三件)	(循環型社会推進課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	四
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(同)	五
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	五
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	七
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	八
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	八
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	九
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	九
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定	(同)	一〇
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の廃止の届出	(同)	一〇
○認証食品の認証	(食産業振興課)	一一
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	一一
○道路の区域変更	(道路課)	一一
○道路の供用開始	(同)	一二

ページ

## 公 告

○指定管理者の変更の届出	(下水道課)	一二
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	一二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	一三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更	(同)	一三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	一三
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	一四
○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施	(同)	一四

## 公 安 委 員 会

## 告 示

○宮城県告示第六百二十三号  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十條第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。  
 なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二條第一項の規定により意見を提出することができる。  
 平成二十五年七月五日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名  
 1 名称 遠野興産株式会社  
 2 所在地 福島県いわき市遠野町根岸字石田四十四番地の三  
 3 代表者の氏名 代表取締役 中野 光

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
 宮城県石巻市北村字滝ノ沢四十四番三、四十七番五、五十三番一、五十四番一

三 産業廃棄物処理施設の種類の

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
木くず

五 申請年月日

平成二十五年六月十七日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

2 縦覧期間 平成二十五年七月五日から平成二十五年八月二日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十五年八月十九日

2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第六百二十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 遠野興産株式会社

2 所在地 福島県いわき市遠野町根岸字石田四十四番地の三

3 代表者の氏名 代表取締役 中野 光

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県石巻市北村字滝ノ沢四十四番三、四十七番五、五十三番一、五十四番一

三 産業廃棄物処理施設の種類の種類

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
木くず

五 申請年月日

平成二十五年六月十七日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

2 縦覧期間 平成二十五年七月五日から平成二十五年八月二日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十五年八月十九日

2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第六百二十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 遠野興産株式会社

2 所在地 福島県いわき市遠野町根岸字石田四十四番地の三

3 代表者の氏名 代表取締役 中野 光

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県石巻市北村字滝ノ沢四十四番三、四十七番五、五十三番一、五十四番一

三 産業廃棄物処理施設の種類の種類

四 産廃廃棄物処理施設において処理する産廃廃棄物の種類  
木くず

五 申請年月日

平成二十五年六月十七日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

2 縦覧期間 平成二十五年七月五日から平成二十五年八月二日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十五年八月十九日

2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第六百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七一五〇二〇六二	アマミカ大崎介護センター 大崎市古川李塚字山王十一番一号	株式会社HCM	平成二十五年三月一日
○四七三二〇〇八七三	訪問介護福寿の家 遠田郡美里町北浦字待江八十二番八	有限会社福寿	平成二十五年四月一日

二 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
-----------	-------------	------------	-------

三 通所介護

○四五三三八〇〇一七	介護老人保健施設丸森ロイヤルケアセンター 伊具郡丸森町鳥屋九番二	医療法人財団明理会	平成二十五年四月一日
------------	-------------------------------------	-----------	------------

○四七二二〇二二七五	事業所の名称及び所在地 リハビリデイサービス結石巻市錦町四番四十号	事業者の名称又は氏名 株式会社オラシオン	指定年月日 平成二十五年四月一日
○四七二〇三〇〇八七	縁側カフェりら 塩竈市千賀の台三丁目八番一号	特定非営利活動法人season	平成二十五年四月一日
○四七二〇七〇〇八六五	ツクイ名取美田園 名取市美田園五丁目四番地の三	株式会社ツクイ	平成二十五年三月一日
○四七二〇九〇〇六四八	デイサービスみんなの家 多賀城市山王字東町浦四番地の一	株式会社グリーンファミリー	平成二十五年四月一日
○四七二二〇二二一九	デイサービス なかよし会 登米市中田町宝江新井田字神畑百五十九番地三	株式会社社長生会	平成二十五年三月一日
○四七二二〇二二二七	登米市社協若倉デイサービスセンター 笑友家一 登米市石越町南郷字芦倉十番地	社会福祉法人登米市社会福祉協議会	平成二十五年四月一日
○四七二二〇二二六四八	デイサービスまりやの家 栗原市金成小迫高見山七番地一	社会福祉法人アガフィアの郷	平成二十五年四月一日
○四七二二〇二二〇四七	デイサービスセンター穂波 大崎市古川穂波三丁目八番三十六号	株式会社アルプスビジネスクリエーション	平成二十五年四月一日
○四七二二〇二二〇五四	ほなみの郷デイサービスセンター 大崎市古川穂波三丁目八番三十六号	株式会社アルプスビジネスクリエーション	平成二十五年四月一日
○四七二二〇二二〇八八	デイサービス緑のそよ風 大崎市岩出山細峰一番地	株式会社アーバンデイルクト	平成二十五年四月一日
○四七二二〇二二〇六一三	デイサービスセンター悠里 庄 巨理郡巨理町字東郷百六十番地	社会福祉法人日就会	平成二十五年四月一日
○四七二二〇二二〇一一九	デイサービスセンターひかりの里ゆめの森 黒川郡富谷町成田八丁目六番四十一号	株式会社ドリムライト	平成二十五年四月一日

○四七三二〇〇八八一	デイサービス接骨木洪江一	合同会社エターナル	平成二十五年四月一日
○四七三六〇〇四五〇	南三陸町デイサービスセンターいりや本吉郡南三陸町入谷字新中の町二番地	社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会	平成二十五年三月十五日

四 短期入所生活介護

介護保険事業所番号 ○四七〇三〇〇七九九	特別養護老人ホームこころの樹 塩竈市北浜四丁目六番十三号	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会	指定年月日 平成二十五年三月十五日
○四七〇五〇〇九三五	特別養護老人ホーム春圃苑 気仙沼市本吉町中島三百五十八番地三	社会福祉法人春圃会	平成二十五年四月一日
○四七二七〇一一〇一	ショートステイひかりの里 黒川郡富谷町成田八丁目四番十号	株式会社ドリームライト	平成二十五年三月十五日
○四七二七〇一一二七	特別養護老人ホームせせらぎの里 黒川郡富谷町成田一丁目五番地七	社会福祉法人東松島福祉会	平成二十五年四月二十四日
○四七三二〇〇九〇七	特別養護老人ホーム万葉苑 わくや 遠田郡涌谷町上郡字上郡沢四番一	社会福祉法人向陽会	平成二十五年四月二十二日

五 特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号 ○四七一〇〇〇五〇三	介護付有料老人ホームルポ たけくま 岩沼市たけくま一丁目二十番二号	事業者の名称又は氏名 株式会社ウエル	指定年月日 平成二十五年四月一日
-------------------------	---	-----------------------	---------------------

六 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七二二〇一三三五	事業所の名称及び所在地 テクノ・ケアサービス 登米市豊里町新田町二百二	事業者の名称又は氏名 株式会社只野製作所	指定年月日 平成二十五年四月一日
-------------------------	---	-------------------------	---------------------

○四七一五〇二〇二二	株式会社アルプスビジネス クリエーション古川営業所 大崎市古川休塚字南川原六十八番十号	株式会社アルプスビジネス スクリエーション	平成二十五年四月一日
○四七一五〇二〇七〇	株式会社サンメディカル宮 城古川 大崎市古川駅東二丁目八番三号	株式会社サンメディカル	平成二十五年三月十五日
○四七二二〇一一六九	株式会社アルプスビジネス クリエーション 大河原営業所 柴田郡大河原町新東三十一番地六号	株式会社アルプスビジネス スクリエーション	平成二十五年四月一日

七 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七二二〇一三三五	事業所の名称及び所在地 テクノ・ケアサービス 登米市豊里町新田町二百二十番地	事業者の名称又は氏名 株式会社只野製作所	指定年月日 平成二十五年四月一日
○四七一五〇二〇二二	株式会社アルプスビジネス クリエーション古川営業所 大崎市古川休塚字南川原六十八番十号	株式会社アルプスビジネス スクリエーション	平成二十五年四月一日
○四七一五〇二〇七〇	株式会社サンメディカル宮 城古川 大崎市古川駅東二丁目八番三号	株式会社サンメディカル	平成二十五年三月十五日
○四七二二〇一一六九	株式会社アルプスビジネス クリエーション 大河原営業所 柴田郡大河原町新東三十一番地六号	株式会社アルプスビジネス スクリエーション	平成二十五年四月一日

○宮城県告示第六百二十七号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。  
平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七〇九〇〇六三〇一	事業所の名称及び所在地 ここみケアプランセンター	事業者の名称 株式会社ここみケア	指定年月日 平成二十五年
--------------------------	-----------------------------	---------------------	-----------------

〇四七二二〇一五五	〇四七二八〇〇六八九	〇四七三二〇〇八九九	〇四七二二〇〇一五五	〇四七二八〇〇六八九	〇四七三二〇〇八九九
目五番二十九号	二番三十五号	ケアサポートエルダー 遠田郡浦谷町渋江十七番地	柴田郡柴田町榎木白幡三丁目五番二十九号	株式会社ディーエーライフ 加美郡色麻町四竈字西昌寺	ケアサポートエルダー 遠田郡浦谷町渋江十七番地
株式会社かけはし	株式会社ディーエーライフ	合同会社エターナル	株式会社かけはし	株式会社ディーエーライフ	合同会社エターナル
平成二十五年四月一日	平成二十五年三月十五日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日

〇宮城県告示第六百二十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定した。

平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七二七〇一一二七	〇四七三二〇〇九〇七	〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七
特別養護老人ホームせらぎの里 黒川郡富谷町成田一丁目五番地七	特別養護老人ホーム万葉苑 遠田郡浦谷町上郡字上郡沢四番一	社会福祉法人東松島福祉会	社会福祉法人向陽会	社会福祉法人アガフィアの郷	社会福祉法人アガフィアの郷
平成二十五年四月二十四日	平成二十五年四月二十二日	平成二十五年四月二十四日	平成二十五年四月二十二日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日

〇宮城県告示第六百二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七
登米市石越町南郷字芦倉十番地	登米市協栄倉デイサービスセンター「笑友家」	登米市協栄倉デイサービスセンター	登米市金成小迫高見山七番地一	登米市協栄倉デイサービスセンター	登米市協栄倉デイサービスセンター
社会福祉法人登米市社会福祉協議会	社会福祉法人アガフィアの郷	社会福祉法人アガフィアの郷	社会福祉法人アガフィアの郷	社会福祉法人アガフィアの郷	社会福祉法人アガフィアの郷
平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日

二 介護予防訪問リハビリテーション

〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七
伊具郡丸森町鳥屋九番二	伊具郡丸森町鳥屋九番二	伊具郡丸森町鳥屋九番二	伊具郡丸森町鳥屋九番二	伊具郡丸森町鳥屋九番二	伊具郡丸森町鳥屋九番二
医療法人財団明理会	医療法人財団明理会	医療法人財団明理会	医療法人財団明理会	医療法人財団明理会	医療法人財団明理会
平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日

三 介護予防通所介護

〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七	〇四七二二〇一三二七
遠田郡美里町北浦字待江八十二番八	遠田郡美里町北浦字待江八十二番八	遠田郡美里町北浦字待江八十二番八	遠田郡美里町北浦字待江八十二番八	遠田郡美里町北浦字待江八十二番八	遠田郡美里町北浦字待江八十二番八
有限会社福寿	有限会社福寿	有限会社福寿	有限会社福寿	有限会社福寿	有限会社福寿
平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日

〇四七二四〇〇六一三	〇四七二七〇一一一九	〇四七三二〇〇八八一	〇四七三六〇〇四五〇
大崎サードビル緑のそよ風	デイサービスセンターひかりの里ゆめの森	デイサービス接骨木洪江	南三陸町デイサービスセンターいりや
大崎市岩出山細峰二番地	黒川郡富谷町成田八丁目六番四十一号	遠田郡浦谷町洪江十七番地	本吉郡南三陸町入谷字新中の町二番地
株式会社アーバンディレクト	株式会社ドリームライト	合同会社エターナル	社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会
平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年三月十五日

四 介護予防短期入所生活介護

〇四七〇五〇〇九三五	〇四七二七〇一一〇一	〇四七二七〇一一二七	〇四七三二〇〇九〇七
特別養護老人ホーム春圃苑	特別養護老人ホームせせらぎの里	特別養護老人ホームせせらぎの里	特別養護老人ホーム万葉苑
気仙沼市本吉町中島三百五十八番地三	黒川郡富谷町成田八丁目四番十号	黒川郡富谷町成田一丁目五番地七	特別養護老人ホーム万葉苑
社会福祉法人春圃会	株式会社ドリームライト	社会福祉法人東松島福祉会	社会福祉法人向陽会
平成二十五年四月一日	平成二十五年三月十五日	平成二十五年四月二十四日	平成二十五年四月二十二日

五 介護予防特定施設入居者生活介護

〇四七一〇〇五〇三	〇四七一五〇二〇七〇
介護付有料老人ホームルポ	株式会社サンメデイカル
岩沼市たけくま一丁目二十番二号	大崎市古川駅前二丁目八番三号
株式会社ウエル	株式会社サンメデイカル
平成二十五年四月一日	平成二十五年三月十五日

六 介護予防福祉用具貸与

〇四七二二〇一三三五	〇四七一五〇二〇二二	〇四七一五〇二〇七〇	〇四七二二〇一三三五
テクノ・ケアサービス	株式会社アルプスビジネス	株式会社サンメデイカル	テクノ・ケアサービス
登米市豊里町新田町二百二十番地	大崎市古川休塚字南川原六十八番十号	大崎市古川休塚字南川原六十八番十号	登米市豊里町新田町二百二十番地
株式会社只野製作所	株式会社アルプスビジネス	株式会社サンメデイカル	株式会社只野製作所
平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年三月十五日	平成二十五年四月一日

七 特定介護予防福祉用具販売

〇四七二二〇一三三五	〇四七一五〇二〇二二	〇四七一五〇二〇七〇	〇四七二二〇一三三五
テクノ・ケアサービス	株式会社アルプスビジネス	株式会社サンメデイカル	テクノ・ケアサービス
登米市豊里町新田町二百二十番地	大崎市古川休塚字南川原六十八番十号	大崎市古川休塚字南川原六十八番十号	登米市豊里町新田町二百二十番地
株式会社只野製作所	株式会社アルプスビジネス	株式会社サンメデイカル	株式会社只野製作所
平成二十五年四月一日	平成二十五年四月一日	平成二十五年三月十五日	平成二十五年四月一日

番地六号

○宮城県告示第六百三十号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七〇二〇二二二一	石巻市社協ホームヘルパーセンター雄勝 石巻市雄勝町小島字和田十八番十三	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	平成二十五年四月三十日
○四七〇二〇二二六〇	石巻市社協ホームヘルパーセンター北上 石巻市北上町十三浜字吉浜二百二十六	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	平成二十五年四月三十日
○四七一三〇〇四二六	J A 栗つこ南部介護センター 栗原市築館照越町田百六番地四	栗つこ農業協同組合	平成二十五年三月三十一日
○四七二三〇一四〇八	広域介護サービス若柳 栗原市若柳字川北中町四十四番地	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十五年三月三十一日

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七一五〇一三九五	広域介護サービス田尻 大崎市田尻沼部字富岡浦二十五番地の三	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十五年三月三十一日

三 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四六二二九〇〇三三	登米市立米谷病院訪問看護ステーション 登米市東和町米谷字元町二百番地	登米市	平成二十五年三月三十一日

四 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七一二〇〇三八六	こういきデイサービス 登米市迫町沼字南佐沼一丁目五番地の十	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十五年三月三十一日
○四七一三〇〇一八六	デイサービスまりやの家 栗原市金成小迫高見山七番一	社会福祉法人さんりん福祉会	平成二十五年三月三十一日
○四七一五〇一三〇四	デイサービスセンター穂波 大崎市古川穂波三丁目八番三十六号	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	平成二十五年三月三十一日
○四七一五〇一六五〇	はなみの郷デイサービスセンター 大崎市古川穂波三丁目八番三十六号	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	平成二十五年三月三十一日
○四七二八〇〇六五五	デイサービスなごみ 加美郡加美町一本杉二百二十四番地一	合同会社真心	平成二十五年四月三十日

五 特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七二七〇〇八九七	養護老人ホーム偕楽園 黒川郡大和町小野字前沢三十一番一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	平成二十五年四月一日

六 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七一五〇〇三三〇	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城古川営業所 大崎市古川中里六丁目三番三十六号	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	平成二十五年三月三十一日
○四七二二〇〇八四九	アルプスビジネスクリエーション 柴田郡大河原町新東三十一番地六	株式会社アルプスビジネスクリエーション福島	平成二十五年三月三十一日

七 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七一五〇〇三三〇	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城古川営業所 大崎市古川中里六丁目三十六号	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	平成二十五年三月三十一日
○四七二二〇〇八四九	アルプスビジネスクリエーション 柴田郡大河原町新東三十一番地六	株式会社アルプスビジネスクリエーション福島	平成二十五年三月三十一日

○宮城県告示第六百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七一五〇〇九五九	ケアプランほなみ 大崎市古川穂波三丁目八番三十六号	株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城	平成二十五年三月三十一日
○四七二八〇〇五五六	加美町社協ケアサポートセンターおのだ 加美郡加美町北寺宿四十一番地三	社会福祉法人加美町社会福祉協議会	平成二十五年三月三十一日
○四七二八〇〇六七一	ケアプランなごみ 加美郡加美町一本杉二百二十四番地一	合同会社真心	平成二十五年四月三十日
○四七三二〇〇六五九	みさとの杜居宅介護支援事業所 遠田郡美里町駅東二丁目十七番地五	社会福祉法人杜の村	平成二十五年三月十四日

○宮城県告示第六百三十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年七月五日

一 介護予防訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七〇二〇二二二一	石巻市社協ホームヘルパーセンター雄勝 石巻市雄勝町小鳥字和田十八番十三	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	平成二十五年四月三十日
○四七〇二〇二二六〇	石巻市社協ホームヘルパーセンター北上 石巻市北上町十三浜字吉浜二百二十六	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	平成二十五年四月三十日
○四七一一三〇〇四二六	J A 栗っこ南部介護センター 栗原市築館照越町田百六番地四	栗っこ農業協同組合	平成二十五年三月三十一日
○四七一三〇一四〇八	広域介護サービス若柳 栗原市若柳字川北中町四十四番地	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十五年三月三十一日

二 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七一五〇一三九五	広域介護サービス田尻 大崎市田尻沼部字富岡浦二十五番地の三	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十五年三月三十一日

三 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四六一二九〇〇三三	登米市立米谷病院訪問看護ステーション 登米市東和町米谷字元町二百番地	登米市	平成二十五年三月三十一日

四 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七二二〇〇三八六	こういきデイサービス 登米市迫町佐沼字南佐沼一丁目五番地の十	株式会社宮城登米広域介護サービス	平成二十五年三月三十一日
○四七一三〇〇一八六	デイサービスまりやの家 栗原市金成小迫高見山七番一号	社会福祉法人さんりん福祉会	平成二十五年三月三十一日



○四七二五〇一三〇四	デイサービスセンター穂波 大崎市古川穂波三丁目八番 三十六号	株式会社アルプスビジネ スクリエーション宮城	平成二十五年 三月三十一日
○四七一五〇一六五〇	はなみの郷デイサービスセ ンター 大崎市古川穂波三丁目八番 三十六号	株式会社アルプスビジネ スクリエーション宮城	平成二十五年 三月三十一日
○四七二八〇〇六五五	デイサービスなごみ 加美郡加美町一本杉二百二 十四番地一	合同会社真心	平成二十五年 四月三十日

五 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七二七〇〇八九七	養護老人ホーム偕楽園 黒川郡大和町小野字前沢三 十一番一号	社会福祉法人宮城県社会 福祉協議会	平成二十五年 四月一日

六 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七一五〇〇三三〇	株式会社アルプスビジネ スクリエーション宮城古川 営業所 大崎市古川中里六丁目三番 三十六号	株式会社アルプスビジネ スクリエーション宮城	平成二十五年 三月三十一日
○四七二二〇〇八四九	アルプスビジネスクリエー ション 柴田郡大河原町新東三十一 番地六	株式会社アルプスビジネ スクリエーション福島	平成二十五年 三月三十一日

七 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七一五〇〇三三〇	株式会社アルプスビジネ スクリエーション宮城古川 営業所 大崎市古川中里六丁目三番 三十六号	株式会社アルプスビジネ スクリエーション宮城	平成二十五年 三月三十一日
○四七二二〇〇八四九	アルプスビジネスクリエー ション 柴田郡大河原町新東三十一 番地六	株式会社アルプスビジネ スクリエーション福島	平成二十五年 三月三十一日

○宮城県告示第六百三十三号  
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通  
所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。  
平成二十五年七月五日

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定障害児通所 支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五一四〇〇二七九	やまびこ村 東松島市赤井字川南 七―二十	放課後等デイサ ービス	一般社団法人 くるり	平成二十五年 七月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百三十四号  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第  
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十  
一条第一号の規定により告示する。  
平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定障害福祉サ ービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二〇〇四一四	NPO法人介護セン ター心 石巻市前谷地字河原 南百三十五番地	居宅介護	特定非営利活 動法人心	平成二十五年 五月一日
○四一一一〇〇一八	岩沼市障害者地域活 動支援センターや すらぎの里 岩沼市里の杜三丁目 五番二十二号	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人 宮城県社会福 祉協議会	平成二十五年 七月一日
○四一一四〇〇二六〇	ワークハウスクりの 東松島市赤井字川南 七―二十	就労継続支援B 型	一般社団法人 くるり	平成二十五年 七月一日
○四一一五〇〇一三五	大崎市社会福祉協議 会岩出山あつたか村 ヘルパーステーショ ン 大崎市岩出山字下川 原町百番八号	同行援護	社会福祉法人 大崎市社会福 祉協議会	平成二十五年 四月一日
○四一一五〇〇三三三	公益財団法人宮城厚 生協会 大崎市古川駅前大通	居宅介護 重度訪問介護	公益財団法人 宮城厚生協会	平成二十五年 四月一日

〇四二二四〇〇一一一	二丁目十二番十八号 やまもとヘルパース テーション 巨理郡山元町坂元字 道合七十番地	行動援護	医療法人社団 ク松村クリニツ	平成二十五年 四月一日
〇四二二六一〇〇四〇	ありすけあ 宮城郡七ヶ浜町湊浜 一丁目四番四号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社千代 興業	平成二十五年 四月一日
〇四二一五〇〇〇九三	鳴子ヘルパーステー ション 大崎市鳴子温泉字末 沢一	同行援護	社会福祉法人 大崎市社会福 祉協議会	平成二十五年 七月一日

○宮城県告示第六百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第  
四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が  
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四一〇二〇〇一二五	ばんぶきん介護セン ターウエルキヤプス テーション 石巻市丸井戸三丁目 三番八号	行動援護	有限会社 ビー・エイ チ・エス	平成二十五年 四月三十日
〇四一〇二〇〇一三三	石巻市社協ホームヘ ルパーセンター北上 石巻市北上町十三浜 字吉浜二百六十六	居宅介護	社会福祉法人 石巻市社会福 祉協議会	平成二十五年 四月三十日
〇四一〇二〇〇一六六	石巻市社協ホームヘ ルパーセンター雄勝 石巻市雄勝町小島字 和田十八番地十三	居宅介護	社会福祉法人 石巻市社会福 祉協議会	平成二十五年 四月三十日
〇四一〇二〇〇一八二	ばんぶきん介護セン ターヘルパーステー ションばんぶきん 石巻市蛇田字新金沼 三百六十三番地	行動援護	ばんぶきん株 式会社	平成二十五年 四月三十日
〇四一一一〇〇一三四	びつび岩沼 岩沼市たけくま二丁 目二十二番十号	居宅介護 重度訪問介護	特定非営利活 動法人ひよこ 会	平成二十五年 七月一日
〇四一二七〇〇四九四	アマカ仙台富谷介護 センター	居宅介護 重度訪問介護	M株式会社HC	平成二十五年 五月三十一日

〇四一三五〇〇〇二六	黒川郡富谷町成田三 丁目三十二番十四号 二階	行動援護	ばんぶきん株 式会社	平成二十五年 四月三十日
	ばんぶきん介護セン ターヘルパーステー ション女川 牡鹿郡女川町女川浜 字新田十四新田福祉 住宅			

○宮城県告示第六百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第  
五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五  
十一条の三十第一項第一号の規定により告示する。

平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四三〇二〇〇六八三	事業所の名称及び 所在地 相談支援センター 桜・さくら 石巻市鹿妻南一丁目 十六番十七号	指定一般相談支援 の種類 地域移行支援 地域定着支援	設置者名 社会福祉法人 夢みの里	廃止年月日 平成二十五年 四月一日
〇四三〇五〇〇〇二五	気仙沼市障害者生活 支援センター 気仙沼市中前四丁 目二番地七	地域移行支援 地域定着支援	社会福祉法人 洗心会	平成二十五年 四月一日
〇四三〇五〇〇〇三三	キングス・タウン総 合相談室 気仙沼市三日町三丁 目一番一号	地域移行支援 地域定着支援	社会福祉法人 キングス・ガ ーデン宮城	平成二十五年 四月一日
〇四三二四〇〇〇三四	県南ありのまま舎相 談支援センター 亘理郡亘理町五日町 二十五番一号	地域移行支援 地域定着支援	社会福祉法人 ありのまま舎	平成二十五年 六月一日

○宮城県告示第六百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第  
五十一条の二十五第二項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり指定を廃止する旨届  
出があったので、同法第五十一条の三十第二号の規定により告示する。

平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四三〇二〇〇〇三〇	事業所の名称及び所在地	障害児(者)相談支援事業所「カリス」石巻市穀町十二番五号	廃止する指定一般相談支援の種類	地域移行支援 地域定着支援	設置者名	社会福祉法人石巻祥心会	廃止年月日	平成二十五年三月三十一日
〇四三〇七〇〇〇二二	〇四三〇七〇〇〇二二	なとり生活支援センター窓田五丁目三番十二号	地域移行支援 地域定着支援	社会福祉法人みのり会	平成二十五年三月三十一日				
〇四三一四〇〇〇一九	〇四三一四〇〇〇一九	東まつしま地域活動支援センターカノン東松島市矢本字河戸三百四十二番二号	地域移行支援 地域定着支援	社会福祉法人矢本愛育会	平成二十五年三月三十一日				
〇四三一四〇〇一八三	〇四三一四〇〇一八三	医療法人社団健育会ひまわり障害者相談支援事業所東松島市赤井字八反谷地百番五号	地域移行支援 地域定着支援	医療法人社団健育会	平成二十五年三月三十一日				
〇四三一五〇〇〇二四	〇四三一五〇〇〇二四	大崎地域相談支援センター「さてら」大崎市古川駅前大通一丁目五番十八号	地域移行支援 地域定着支援	社会福祉法人大崎誠心会	平成二十五年三月三十一日				

○宮城県告示第六百三十八号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年七月五日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	百十二	品目	あられ類	申請者の氏名又は名称	みやぎのあられ株式会社代表取締役 石田定	製造業者の名称又は屋号	みやぎのあられ株式会社	製造所等の所在地	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田五十一番地
百七十	あられ類	みやぎのあられ株式会社代表取締役 石田定	みやぎのあられ株式会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田五十一番地					
八百八十	あられ類	みやぎのあられ株式会社代表取締役 石田定	みやぎのあられ株式会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田五十一番地					

二百四	あられ類	みやぎのあられ株式会社代表取締役 石田定	みやぎのあられ株式会社	巨理郡巨理町逢隈鹿島字吹田五十一番地
-----	------	----------------------	-------------	--------------------

二 認証年月日

平成二十五年六月二十八日

○宮城県告示第六百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所  
塩竈市浦戸桂島字庵寺三七の一、三七の二、九七、一〇一
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び塩竈市役所に備え置いて縦覧に供する。  
○宮城県告示第六百四十号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。  
その関係図面は、平成二十五年七月五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十五年七月五日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百九十八号
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
牡鹿郡女川町女川浜字女川三一〇番三六地先から 同郡同町女川浜字大原四八一番四一地先まで	前A	前	五・七・一	四二五・一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後A	後	五・七・一	四二五・一	
	後B		九・五・八	三八一・八	

○宮城県告示第六百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	牡鹿郡女川町女川浜字女川三一〇番三六地先から同郡同町女川浜字大原四八一番四一地先まで	平成二十五年七月十三日

○宮城県告示第六百四十二号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七条の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 公の施設の名称  
阿武隈川下流域下水道
- 二 変更事項

指定管理者の主たる事務所の所在地

変更後	東京都港区港南一丁目七番十八号
変更前	東京都大田区羽田旭町十一番一号

三 届出年月日

平成二十五年六月二十四日

○宮城県告示第六百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大崎市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画下水道事業

2 名称

大崎市公共下水道

三 事業施行期間

「昭和四十七年三月三十日から平成二十六年三月三十一日まで」を「昭和四十七年三月三十日から平成三十一年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

都市計画事業の変更認可（平成二十五年三月二十二日宮城県告示第二百二十八号）の事業地に、大崎市古川福浦一丁目、古川福浦二丁目、並びに古川城西二丁目の全部を加え、古川福浦三丁目、古川城西二丁目、古川西館三丁目、古川中里四丁目、古川金五輪二丁目、並びに岩出山字大学町の一部を加え、古川江合本町一丁目、古川諏訪二丁目、並びに岩出山字上川原町、下川原町、二ノ構、上中江、重蔵、下川原及び新通丁地内において事業地の一部を変更する。

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十五年七月五日

一 病院及び診療所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ゆりあげクリニック	名取市美田園七ー十七ー三	平成二十五年一月一日
宮城県子ども総合センタ ー付属診療所	名取市美田園二ー一ー四	平成二十五年四月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
よねかわ薬局	登米市東和町米川字四十田二十八	平成二十五年四月一日
おやま調剤薬局	名取市小山二ー三ー二十五	平成二十五年四月一日
こひつじ薬局	柴田郡柴田町槻木上町一ー八十一ー一	平成二十五年四月一日
ひがし薬局大平原	柴田郡大平原町大谷字末広六十一ー一	平成二十五年五月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九條の規定により公告する。

平成二十五年七月五日

一 薬局

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

所 在 地

変更前	変更後	変更前	変更後
有限会社十日町調剤薬局	大崎市古川十日町四ー二十	株式会社アサヒ薬局	遠田郡涌谷町字本町八十四ー三
フレンド薬局名取	大崎市古川十日町四ー十八	岡部薬局渡波中央店	石巻市後生橋一ー三
名取市大手町四ー十三ー四	名取市手倉田諏訪六百十一ー一		
名取市後生橋一ー二十七			

二 指定訪問看護事業者等

変更前	変更後	変更前	変更後
こごた訪問看護ステーション	遠田郡美里町南小牛田字山の神二百三十五	公益社団法人宮城県看護協会こごた訪問看護ステーション	加美郡加美町字南町百八十一ー一
公益社団法人宮城県看護協会加美訪問看護ステーション			

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十五年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

病院・診療所

名 称	所 在 地	辞退年月日
くりこまクリニック	栗原市栗駒岩ヶ崎上小路百五十三	平成二十五年五月三十日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年七月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市上余田字千刈田五百二十八番一及び五百二十九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
名取市増田五丁目三番十二号  
社会福祉法人みのり会

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年七月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
栗原市栗駒岩ヶ崎八日町六十九番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
栗原市築館薬師一丁目七番一号  
栗原市

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第96号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年7月5日

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日  
宮城県公安委員長 猪俣 好正

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

平成25年9月4日（水）から同月11日（水）までの土・日曜日を除く6日間（9月4日から同月10日までの土・日曜日を除く5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、最終日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了検査を実施する。）

イ 追加取得講習

平成25年9月9日（月）から同月11日（水）までの3日間（9月9日及び10日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、最終日は午後4時から修了検査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

2つの講習を合わせて40人程度

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上

2号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、前記(1)～オのいずれかに該当するもの

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活環境課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける（氏名、住所、連絡先電話番号、前記4の受講対象者に該当する項目について聴取）。

なお、1回の電話での受付は1人とする。

(2) 受付期間

平成25年7月25日（木）から同月31日（水）までの土・日曜日を除く5日間（7月25日から同月30日まで）は午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

6 受講手続き

事前申込みにより受付した者に対する受講手続きは、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間及び提出先

事前申込みの際に申請期日及び申請警察署を指定するので、指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送による提出は受け付けない。

(2) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 受講対象者に該当することを陳明する書面 1通

（ア）前記4-（1）～アに該当する者

最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

（イ）前記4-（1）～イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-（1）～ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-（1）～エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-（1）～オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 代理人が提出する場合は本人からの委任状

(3) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活環境課  
（電話番号022-221-7171 内線3184、3185）